

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇨外形標準課税制度導入に伴う徴収猶予制度

Q :平成16年4月から事業税の外形標準課税制度が導入されることになり、当社も納税義務が生じます。今回の導入に伴い、一定の法人については徴収猶予制度が設けられていると聞きました。詳細を教えてください。

A :道府県の条例に定めがあれば、①3年以上継続して所得がない法人②創業5年以内の欠損法人について、最高6年間徴収猶予されます。

【解説】

外形標準課税制度とは、従来の所得課税に加え、資本金等の金額や、報酬給与額等といった外形基準を事業税の課税標準とする制度です。したがって、従来であれば、所得が生じなかった年度では納付義務のなかった企業であっても、外形基準に対応する事業税は納付しなければならないこととなります。このため、資本金1億円を超える法人を対象とするほか、次の法人については徴収猶予制度を設けるなどの配慮がなされています。

①3年以上継続して所得がない法人で、地域における雇用の状況その他地域経済に重大な影響を及ぼすと認められるもの

②創業5年以内の欠損法人で、著しい新規性を有する技術又は高度な技術を利用した事業活動を行い、当該事業活動が地域経済の発展に寄与すると認められるもの

上記法人に該当し、道府県知事が納付が困難と認めるときは、法人の申請により納期限から3年間、さらに納付が困難な場合にはもう3年間、最長6年間まで徴収猶予されます。

